

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	赤井川村地域公共交通活性化協議会
住 所	北海道余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2
代表者氏名	会長 大石 和朗

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和3年9月24日付けで認定となった地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
令和4年4月1日
- 変更箇所
  - ・生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）  
21. 協議会の開催状況と主な議論
  - ・表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）
- 変更理由等  
運行ルートが変更となるため

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。  
※「変更理由等」は、具体的に記述すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月25日

（変更届出日：令和4年 月 日）

（名称）赤井川村地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和4年度赤井川村地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
【現状・問題点】 ・赤井川村において、公共交通は中央バス赤井川線のみであるが、令和4年3月末を目処に廃止する協議開始の申出があった。 ・赤井川線は高校生の通学のほか、買い物や通院等による日常的な利用がみられ、自家用車を持たない村民にとっては、重要な交通手段となっている。 ・また、現在運行している赤井川線は余市駅における鉄道との接続が円滑ではない状況がみられていることもあり、利用者数の減少が進んでいる。
【課題】 ・自家用車を持たない村民が赤井川村で生活し続けるための、村内や余市町等への交通手段の確保 ・村民の移動ニーズに即した新たな公共交通の運行
【解決策】 ・村民ニーズに即し、効率性及び持続性を考慮した新たな公共交通の運行 ・赤井川村内及び余市町内での利用者ニーズの高い施設への立ち寄りを考慮した路線
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
・新たに運行する公共交通の利用者数1日平均10人以上とする。 ・新たに運行する公共交通の収支率を10%以上とする。
（2）事業の効果
・村民の生活圏自治体である余市町までの移動手段を確保することにより、自家用車を持たない村民が赤井川村で生活し続けられる環境を構築。 ・また、高齢者の免許返納の促進が期待される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・運行便数や運行ダイヤの見直し（協議会） ・余市駅での他公共交通機関との接続性の確保（協議会） ・利用者の声を継続的に聴取する住民懇談会の実施（赤井川村）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
・赤井川村から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・赤井川村

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
21. 協議会の開催状況と主な議論
<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回（10月28日）：協議会設立、赤井川線の運行状況を踏まえた今後の取組</li> <li>・ 第2回（11月22日）：赤井川線の日曜祝日の運行休止に対する市町村有償運送による代替交通について</li> <li>・ 第3回（2月7日）：地域公共交通計画策定に係る事業の実施内容案について</li> </ul> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回（6月3日）：計画策定業務に係る予算について</li> <li>・ 第2回（9月14日）：計画策定支援業務について、アンケート調査について</li> <li>・ 第3回（12月3日）：計画策定支援業務の中間報告</li> <li>・ 第4回（3月24日）：令和3年度実施予定の実証運行について</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回（6月11日）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画案、実証運行案</li> <li>・ 第2回（8月27日）：赤井川村地域公共交通実証運行について</li> <li>・ 第3回（9月24日）：実証運行路線変更、観光庁補助事業を活用した民間バス会社による小樽・キロロ間等の実証運行 ※書面開催</li> <li>・ 第4回（11月17日）：自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の更新 ※書面開催</li> <li>・ 第5回（12月28日）：実証運行結果、赤井川村地域公共交通計画案</li> <li>・ 第6回（2月24日）：令和4年4月からの新たな公共交通運行体制、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更案</li> </ul>
22. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度に実施した「住民懇談会」や「利用者アンケート調査」により、移動ニーズを把握した。</li> <li>・ 調査結果に基づき、余市駅で他公共交通との接続強化及び訪問ニーズの高い施設へ立ち寄る運行路線及び運行ダイヤとする運行計画を検討した。</li> </ul>

23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道後志総合振興局 地域創生部 地域政策課
関係市区町村	赤井川村
交通事業者・交通施設管理者等	北海道中央バス(株)、(有)赤井川ハイヤー、小樽つばめ交通(株)、(株)キロロホールディングス、赤井川村訪問介護事業所、イナホ観光(株)
地方運輸局	国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局
その他協議会が必要と認める者	赤井川村連合PTA、学校校長会、商工会、福祉協議会、老人クラブ、観光協会、民生委員協議会、高校通学生保護者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 赤井川村字赤井川74-2

(所 属) 赤井川村総務課総務係

(氏 名) 末次 司

(電 話) 0135-34-621

(e-mail) soumu1@vill.akaigawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)					
			起点	經由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)		
赤井川村	赤井川村	(1) 赤井川線	キロ口	赤井川市街 地	黒川12丁 目	往	36.6km	61日	152.5回		路線定期運行	①、②(1)	・余市駅で補助対象地域 間幹線系統「環丹線」及 び、鉄道と接続	①	
						復									
						往									
						復									
						往									
						復									

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。



運行回数・実車走行キロ算定表①

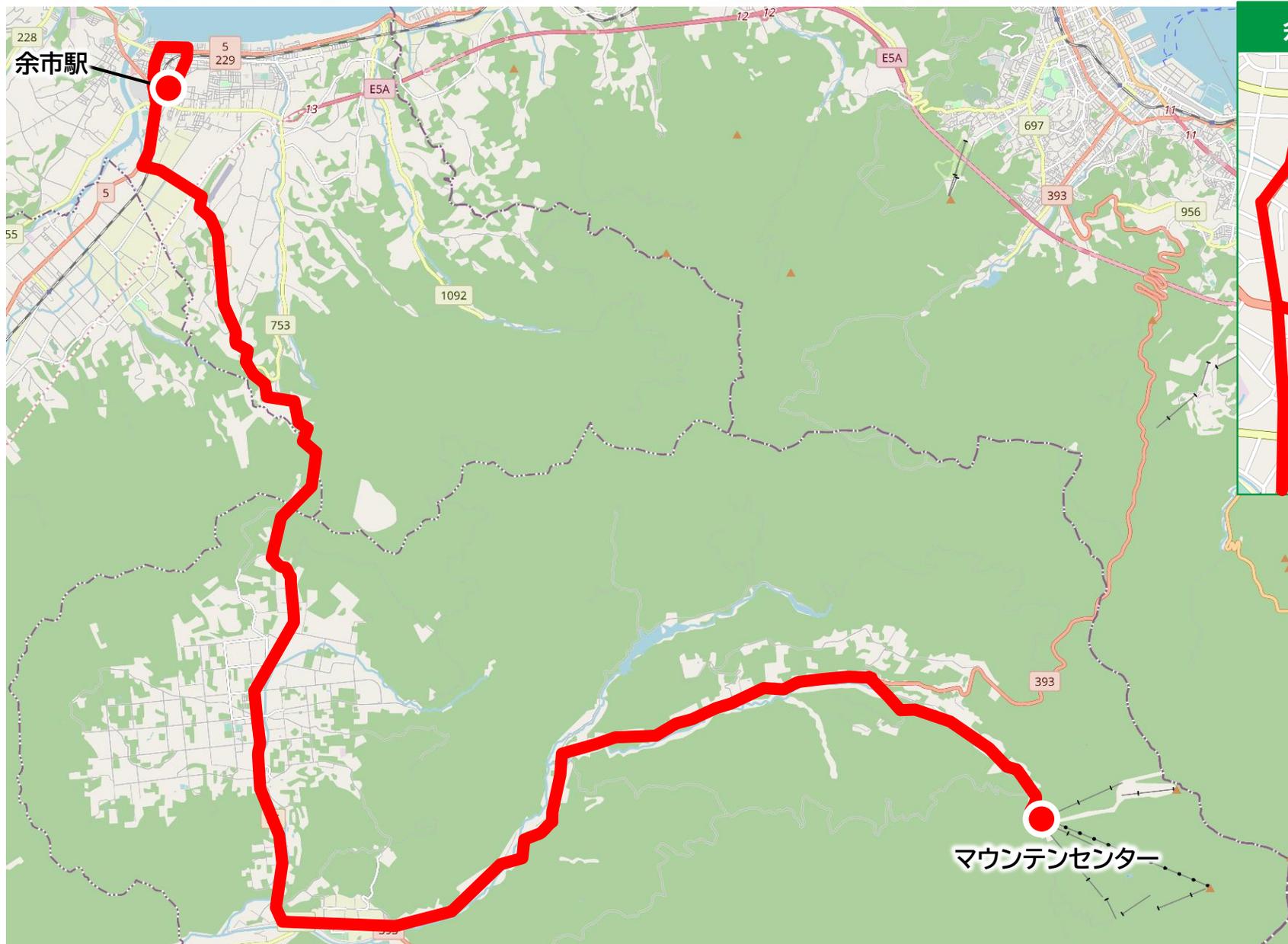
\*1 運行回数は、往復1回、片道0.5回  
ただし、循環系統は1運行1回  
\*2 天災時は、運休のうちやむを得ない理由のもの

運行系統	赤井川線																	
	年月	曜日区分	片道・循環系統キロ		片道・循環回数		計画			実績								
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N		
				1日当たり 運行回数 2.5	計画運行日数 C	計画運行回数 D又はG	調整(路線不定期のみ) 調整% F	運行回数 G	61	実績運行日数 H	実績運行回数 K	運行回数(い)-(ろ)=(は) やむを得ない運休回数(に)   152.5	運休回数 D+I+J=K	実車走行キロ 増 L	減 M	E+L+M=N 100.00	備考 (調整、増便、運休回数理由等)	
4年	7月	往復 36.6	1	11	16.5							16.5			402.6	805.2		
		往復 38.4	1	11	11.0							11.0				422.4	422.4	
小計				11	27.5							27.5				2,052.6	2,052.6	

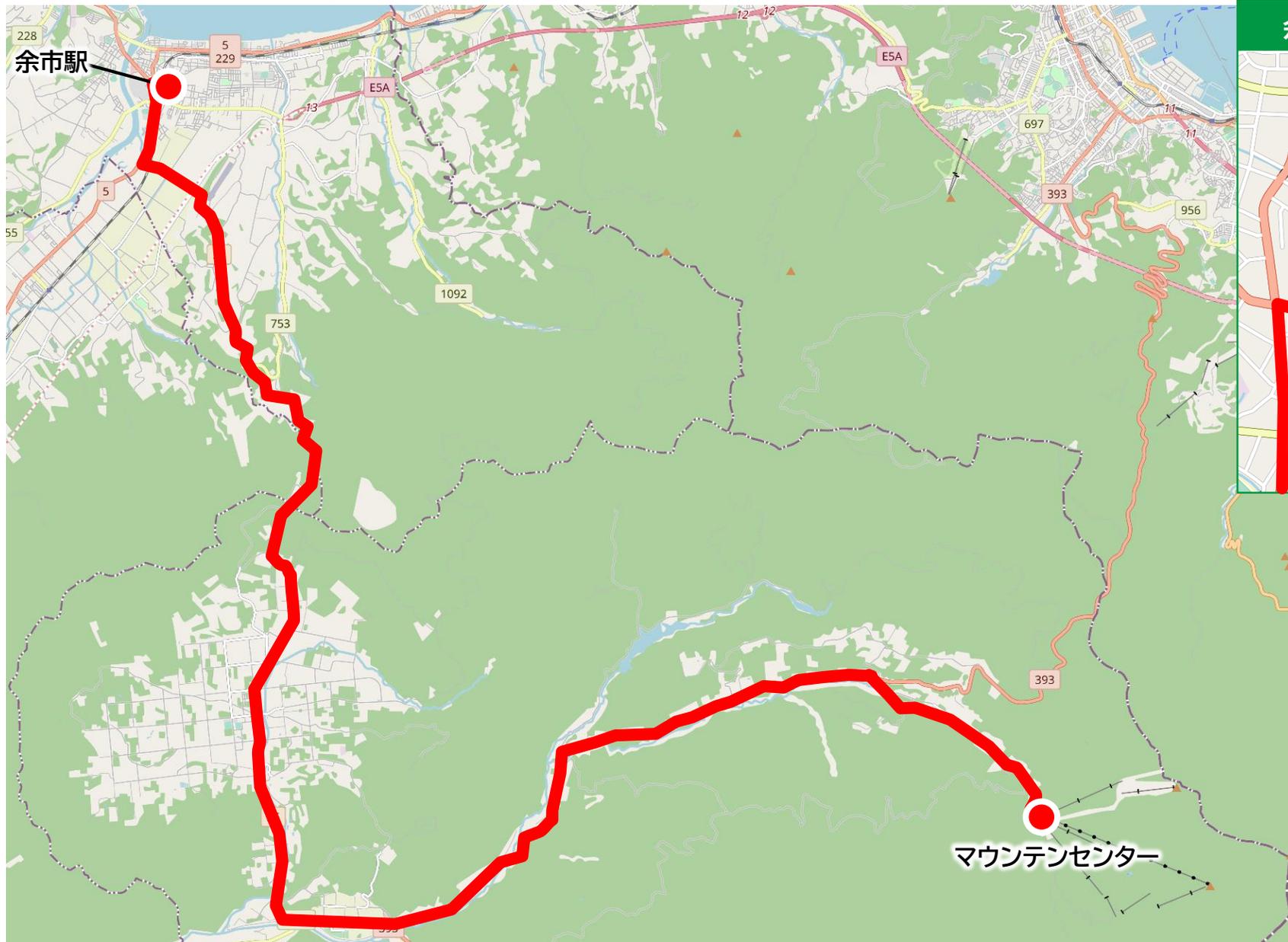
年月	実績																	
	曜日区分	片道・循環系統キロ		片道・循環回数		計画			実績									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N			
4年	6月	往復 36.6	1	9	13.5							13.5				329.4	658.8	
		往復 38.4	1	9	9.0							9.0				345.6	345.6	
小計				9	22.5							22.5				1,679.4	1,679.4	

年月	実績																	
	曜日区分	片道・循環系統キロ		片道・循環回数		計画			実績									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N			
4年	9月	往復 36.6	1	10	15.0							15.0				366.0	732.0	
		往復 38.4	1	10	10.0							10.0				384.0	384.0	
小計				10	25.0							25.0				1,866.0	1,866.0	
合計				61	152.5							152.5				11,382.6	11,382.6	

# キロロマウンテンセンター → 黒川12丁目 38.4km



# キロロマウンテンセンター → 余市駅 36.6 km



## 時刻表（平日）（R4. 4. 1 及び R4. 12. 1 以降）

往路 赤井川村 ⇒ 余市町

	常盤～余市駅 32.4 km	キロロマウンテンセンター ～黒川 12 丁目 38.4 km 【補助対象】	道の駅～ 黒川 12 丁目 22.9 km	キロロマウンテンセンター ～余市駅 36.6 km 【補助対象】
キロロマウン テンセンター	×	9:17	×	17:02
常 盤	5:55	9:26	×	17:11
落 合	6:02	9:33	×	17:18
道 の 駅	-	9:42	13:00	17:27
都(旧都小学校)	6:12	9:44	13:02	17:29
セイコーマー ト前(旧農協前)	6:20	9:52	13:10	17:37
余 市 駅	6:45	10:17	13:35	18:02
黒川 12 丁目	×	10:24	13:42	×
接 続 (余市駅発)	B 小樽 6:50 J 小樽 7:02	J 小樽 10:27 B 小樽 10:31	J 小樽 13:47 B 小樽 13:57	J 小樽 18:36 B 小樽 18:31

復路 余市町 ⇒ 赤井川村

	余市駅～ キロロマウンテンセンター 36.6 km 【補助対象】	黒川 12 丁目 ～道の駅 22.9 km	黒川 12 丁目～ キロロマウンテンセンター 38.4 km 【補助対象】	余市駅～ キロロマウンテンセンター 36.6 km 【補助対象】
黒川 12 丁目	×	11:55	14:25	×
余 市 駅	7:40	12:02	14:32	18:20
セイコーマー ト前(旧農協前)	8:03	12:25	14:55	18:43
都(旧都小学校)	8:10	12:32	15:02	18:50
道 の 駅	8:11	12:33	15:03	18:51
落 合	8:20	×	15:12	19:00
常 盤	8:27	×	15:19	19:07
キロロマウン テンセンター	8:36	×	15:28	19:16
接 続 (余市駅着)	J 小樽 7:29	J 小樽 11:17 B 小樽 11:34	J 小樽 14:16 B 小樽 14:09	J 小樽 17:51 B 小樽 18:09

時刻表（平日）（R4. 4. 4～R4. 11. 30）

往路 赤井川村 ⇒ 余市町

	常盤～余市駅 32.4 km	常盤～ 黒川12丁目 34.2 km	道の駅～ 黒川12丁目 22.9 km	常盤～ 余市駅 32.4 km
常 盤	5:55	9:26	×	17:11
落 合	6:02	9:33	×	17:18
道 の 駅	-	9:42	13:00	17:27
都(旧都小学校)	6:12	9:44	13:02	17:29
セイコーマー ト前(旧農協前)	6:20	9:52	13:10	17:37
余 市 駅	6:45	10:17	13:35	18:02
黒川12丁目	×	10:24	13:42	×
接 続 (余市駅発)	B 小樽 6:50 J 小樽 7:02	J 小樽 10:27 B 小樽 10:31	J 小樽 13:47 B 小樽 13:57	J 小樽 18:36 B 小樽 18:31

復路 余市町 ⇒ 赤井川村

	余市駅～ 常盤 32.4 km	黒川12丁目 ～道の駅 22.9 km	黒川12丁目 ～常盤 34.2 km	余市駅～ 常盤 32.4 km
黒川12丁目	×	11:55	14:25	×
余 市 駅	7:40	12:02	14:32	18:20
セイコーマー ト前(旧農協前)	8:03	12:25	14:55	18:43
都(旧都小学校)	8:10	12:32	15:02	18:50
道 の 駅	8:11	12:33	15:03	18:51
落 合	8:20	×	15:12	19:00
常 盤	8:27	×	15:19	19:07
接 続 (余市駅着)	J 小樽 7:29	J 小樽 11:17 B 小樽 11:34	J 小樽 14:16 B 小樽 14:09	J 小樽 17:51 B 小樽 18:09

## 時刻表（土日祝）

### 【土日祝ダイヤ】

往路 赤井川村 ⇒ 余市町

	常盤～余市駅 32.4 km	キロタウンセンター ～黒川 12 丁目 38.4 km 【補助対象】	キロタウンセンター ～余市駅 36.6 km 【補助対象】
キロタウン センター	×	10:27	17:02
常 盤	7:20	10:36	17:11
落 合	7:27	10:43	17:18
道 の 駅	7:36	10:52	17:27
都(旧都小学校)	7:38	10:54	17:29
セイコーマー ト前(旧農協前)	7:46	11:02	17:37
余 市 駅	8:11	11:27	18:02
黒川 12 丁目	×	11:34	×
接 続 (余市駅発)	B 小樽 8:31 J 小樽 8:17	B 小樽 11:31	J 小樽 18:36 B 小樽 18:31

復路 余市町 ⇒ 赤井川村

	余市駅～ キロタウンセンター 36.6 km 【補助対象】	黒川 12 丁目～ キロタウンセンター 38.4 km 【補助対象】	余市駅～ キロタウンセンター 36.6 km 【補助対象】
黒川 12 丁目	×	13:20	×
余 市 駅	8:25	13:27	18:20
セイコーマー ト前(旧農協前)	8:48	13:50	18:43
都(旧都小学校)	8:55	13:57	18:50
道 の 駅	8:56	13:58	18:51
落 合	9:05	14:07	19:00
常 盤	9:12	14:14	19:07
キロタウン センター	9:21	14:23	19:16
接 続 (余市駅着)	J 小樽 7:29	J 小樽 13:00 B 小樽 12:34	J 小樽 17:51 B 小樽 18:09